

国住指第1165号

平成24年6月20日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

## テーブルリフトを利用した昇降機の緊急点検の実施について

平成24年4月27日（金）に埼玉県上尾市の工場に設置されたテーブルリフトを利用したエレベーターにおいて、従業員が2階からエレベーターのかごへ転落し、死亡するという事故が発生いたしました。（別添概要参照）

当該エレベーターについては、これまでの上尾市の調査で、建築確認申請された記録がなく、設計者・施工者が不明であり、また、エレベーターのかごが到着していない状態で扉が開くなど建築基準法（以下「法」という。）に適合しない部分があったことが確認されております。

平成22年1月27日付け国住指第3968号において、違法に設置されているエレベーター対策について通知しているところであり、また同様の事故防止の観点から、各特定行政庁において、当該エレベーターの一部であるテーブルリフトを製造・納入した日本機器鋼業(株)の製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの点検を実施し、下記により建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して必要な措置を講じてください。

また、点検の結果、違法であることが確認された場合において、建築士・建築士事務所との関与が認められる場合には、平成18年5月11日付け国住指第541号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（技術的助言）」及び平成23年9月8日付け国住安第28号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

## 記

## 1. 対象となる昇降機の特等

特定行政庁は、別に送付するリスト（略）について、特定行政庁に保存されている確認申請書等との照合、納入先へのヒアリング等をもとに、建築基準法の適用を受ける昇降機を特定すること。

## 2. 点検の内容

特定行政庁は、上記1.において、建築基準法の適用を受ける昇降機に該当する事案があった場合、法に基づく確認申請等の手続きがなされているかどうか確認するとともに、法第12条第5項に基づき、建築物の所有者等に対して、当該昇降機の適合性確認のため、基準適合の状況等について特定行政庁に報告するよう求めること（この場合において、図面・写真等の添付を求めるなど確認のために必要な図書等の提出を求めること）。報告がなされない物件及び報告の結果、適法に利用されていることが確認できない物件については、法第12条第6項に基づく立入検査を実施し、基準に適合しているかどうかについて確認を行うこと。

## 3. 問題がある場合の措置

特定行政庁は、上記2.の立入検査の結果について問題があると判断される場合には是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該昇降機の使用を確実に停止させるなど、所要の措置を講じること。所有者等が是正指導に従わない場合は、法第9条第1項に基づき是正命令を発するなど、適正な状態に改善させること。

## 4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、平成24年8月31日時点の上記2.の点検の実施状況等について貴管内の特定行政庁からの報告状況を取りまとめ、平成24年9月10日（月）までに別紙様式（略）により当職まで報告すること。